

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
学童クラブおやつ代 (地域支えあい 推進室 地域子ども施設 調整担当)	学童クラブお やつ代自己負 担金の未払い (平成16・17 年度分)	4人 (47件)	58,750円 ※1人あたり の最高額 20,000円 最低額 12,500円	平成27・28年度に時効が 完成した債権で、債務者 に履行請求したが履行の 見込みがたたないため、 平成29年1月20日に債 権放棄した。
介護保険サービス利 用者負担金 (区民サービス 管理部 介護保険担当)	介護保険サー ビス利用者負 担金・食事代 の未払い (平成17年度 分)	4人 (4件)	31,966円 ※1人あたり の最高額 16,820円 最低額 1,300円	平成27年度に時効が完成 した債権で債務者は死亡 し、相続人が所在不明で 債務履行の請求ができな いため、または相続人に 履行請求したが履行の見 込みがたたないため、平 成29年1月27日に債権 放棄した。
訪問食事サービス自 己負担金 (健康福祉部 福祉推進担当)	訪問食事サー ビス自己負担 金の未払い (平成18年度 分)	1人 (2件)	7,150円	本年度に時効が完成した 債権で、債務者が死亡 し、相続人が所在不明で 債務履行の請求ができな いため、平成29年1月 19日に債権放棄した。
合 計		9人 (53件)	97,866円	